

基本手当の給付制限について

1 就職拒否又は職業指導拒否に基づく給付制限（雇用保険法第32条）

【趣旨】

受給資格者が基本手当の受給のみに依存して、怠惰に陥ることを防止し、雇用保険制度の重要な目的である再就職促進を効果的に達成しようとするもの。

【要件及び効果】

受給資格者が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを正当な理由なくして拒んだときは、その拒んだ日から起算して一ヶ月間は、基本手当を支給しない。

また、受給資格者が、公共職業安定所が行う再就職のための職業指導を受けることを正当な理由なくして拒んだときは、その拒んだ日から起算して一ヶ月を超えない範囲内において公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。

2 離職理由に基づく給付制限（雇用保険法第33条）

【趣旨】

離職した被保険者が基本手当の支給を受けるためには、それに対する保護の必要性が社会的に要求されるべきものでなければならない。一方、自発的な失業状態は、その契機を考えるときは労働の意思がないか又は薄弱と考えられるが、その後の事情が「失業」の要件を満たせばこれを保護する必要はあるから、この両者を調整したもの。

【要件及び効果】

被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合には、一ヶ月以上三ヶ月以内の間で公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。

(参考)

雇用保険法（昭和49年法律第116号）（抄）

（給付制限）

第三十二条 受給資格者（訓練延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている者を除く。以下この条において同じ。）が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月間は、基本手当を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 紹介された職業又は公共職業訓練等を受けることを指示された職種が、受給資格者の能力からみて不適当であると認められるとき。
 - 二 就職するため、又は公共職業訓練等を受けるため、現在の住所又は居所を変更することをする場合において、その変更が困難であると認められるとき。
 - 三 就職先の賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。
 - 四 職業安定法第二十条（第二項ただし書を除く。）の規定に該当する事業所に紹介されたとき。
 - 五 その他正当な理由があるとき。
- 2 受給資格者が、正当な理由がなく、厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月を超えない範囲内において公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。
 - 3 受給資格者についての第一項各号のいずれかに該当するかどうかの認定及び前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

第三十三条 被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によつて解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によつて退職した場合には、第二十一条の規定による期間の満了後一箇月以上三箇月以内の間で公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。ただし、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終わつた日後の期間については、この限りでない。

- 2 受給資格者が前項の場合に該当するかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。
- 3 基本手当の受給資格に係る離職について第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる場合において、当該基本手当を支給しないこととされる期間に七日を超え三十日以下の範囲内で厚生労働省令で定める日数及び当該受給資格に係る所定給付日数に相当する日数を加えた期間が一年（当該基本手当の受給資格に係る離職の日において第二十二条第二項第一号に該当する受給資格者にあつては、一年に六十日を加えた期間）を超えるときは、当該受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に当該超える期間を加えた期間とする。
- 4 前項の規定に該当する受給資格者については、第二十四条第一項中「第二十条第一項及び第二項」とあるのは、「第三十三条第三項」とする。
- 5 第三項の規定に該当する受給資格者が広域延長給付、全国延長給付又は訓練延長給付を受ける場合におけるその者の受給期間についての調整に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

基本手当の給付制限対象者数の推移

(単位:人)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
① 給付制限対象者数	920,066	918,276	962,282	1,004,294	1,077,264	1,104,542	1,071,197	1,112,209	1,138,011	1,092,293	1,050,570	1,029,570
イ 受給資格決定時の給付制限 (雇用保険法第33条:3ヶ月)	919,820	918,049	962,034	1,004,055	1,077,062	1,104,267	1,070,751	1,111,474	1,137,296	1,091,627	1,049,676	1,028,334
自己都合離職者	918,569	916,841	960,836	1,002,797	1,075,743	1,102,610	1,068,998	1,109,596	1,133,593	1,087,175	1,045,481	1,024,283
重責解雇者	1,251	1,208	1,198	1,258	1,319	1,657	1,753	1,878	3,703	4,452	4,195	4,051
ロ 受給中の給付制限 (雇用保険法第32条:1ヶ月)	246	227	248	239	202	275	446	735	715	666	894	1,236
就職拒否者	1	0	3	4	1	3	0	4	1	2	5	3
職業訓練拒否者	245	225	245	233	200	271	445	731	714	655	854	1,232
職業指導拒否者	0	2	0	2	1	1	1	0	0	9	35	1
② 受給資格決定者数	1,885,324	1,969,821	2,030,785	2,075,233	2,292,141	2,512,424	2,500,056	2,493,475	2,718,301	2,631,398	2,334,467	2,152,030
③ 受給資格者に占める給付制限対象者数の割合(①イ／②×100)	48.8%	46.6%	47.4%	48.4%	47.0%	44.0%	42.8%	44.6%	41.8%	41.5%	45.0%	47.8%